**大阪府景観審議会 第1回屋外広告物部会　会議要旨**

建築指導室建築企画課

・平成26年1月28日（火）10:00～正午

・大阪府咲洲庁舎20階　まち側会議室

・出席委員：亀田委員、木多委員、長町委員、梅原委員、

原田委員、広井委員、島田氏（村井委員代理）、

畑専門委員、松本専門委員、

**□ＬＥＤ等照明広告の規制内容について**

【事務局】

内容の説明

【委員】

数字上そうなってきてだと思うが、ＬＥＤの表現そのものの数字がばらついている。各自治体の内容も調べていて、なかなかみんなが苦慮している感じは分かる。ＬＥＤが進化の途中で、一つ一つのＬＥＤそのものの表現がばらついている。特に、小さい粒上のＬＥＤ自身がそういう位置にあるというのもあって、広告業の製品そのものを扱っている委員の皆さまから、決めたことを守っていける感じかどうかお聞きしたい。ＬＥＤそのものがわりとばらついていて、メーカーの表現もあれこれある状況の中で、取り決めはいいと思うが、実運用が果たしてしっかりできていくものかどうかいかがなものか。実際、決めたことをどうやって守っていくか、その辺をしっかり部会で議論できて、運用していく方法を作っておくことが大事だと思う。

【委員】

基準を決めて実行性がないと困るので、あまり厳しく規制になるとたぶん守れないだろう。広告主の要望もあるだろうし、厳密に地域で、例えば住宅地で考えた場合に、どれほどの苦情が出るかというのを法律的には議論するわけで、数値がどれがどんなものか、はっきり言って3000カンデラがどんなまぶしさか実感として分からない。たぶん住宅地で苦情が出るのはそれくらいだとは思うが、何か実証データがあればいいと思うがどうなのか。

【事務局】

委員に相談したが、3000カンデラというのは仮に置いている数字である。これについては、もし決めたとすると、今決めている自治体がなく、全国で初めての例になるかもしれないので、一人歩きするというご指摘も事前説明の際にいただいた。仮に3000カンデラということで、決めた場合、要するに目視の場合にものがあるということを定量的にみて、いくつか事例を出して、それで事例を集めて検証しないといけないのではないかと考えている。まずは実例を輝度計で実際に当てて測ってみないといけないので、実例を集める。それで、だいたいこれくらいのものというイメージをつかんでもらい、仮置きの数値を示し、確認いただこうかと考えている。その上で、しかるべき学会、照明学会とかメーカーの方とか、研究者の方にそれなりに検証をしてもらうということをかけて、ある程度のお墨付きをもらった上でもう一度審議会で議論してもらい、それで確認いただく流れを考えている。

【委員】

広告主から雇用元があって、実際にどのようにされているのか、業の方々にご意見をもらいたい。基本的には面積×輝度ではないのかと思う。そういう規制の仕方でよろしいか。そして輝度はどれくらいにするかという議論はあると思うが、たぶんいろいろな苦情が出てくるのは、面積が大きくて、輝度がきついものだとだいたい想定できる。その規制のやり方、面積×輝度というやり方でいいのではないかと思うが、それ自身が問題だというのであれば、ご意見を頂きたい。

【委員】

面積は計量できるが、説明の中でも照明学会やいろいろな事例の話があったが、実際設置した後、輝度を3000カンデラと決めたとしても分からない。何か証明か通知で、まさか測るわけにもいかないので、それをどうするかということが1番問題だと思う。3000カンデラというのがどんなものかも分からない。こういったＬＥＤの看板というのは太陽の光に負けないように各メーカーが研究して製作するわけだから、3000カンデラを設置したときに太陽の光に当たると意味がないような看板になってしまうと思う。太陽は5000カンデラというので、それ以上のものをつけないと昼間見えない。3000カンデラと決めてしまうと昼間看板として意味がない、そんな形になるのかと思う。スーパーで問題になっているのは、点滅であり、点滅はＬＥＤの点滅ではなく、ネオンの点滅と普通の電球を使った点滅がある。一応、今回はＬＥＤだけではなく、電球もネオンの点滅も含めて考えるということか。

【委員】

実際、夜と昼では見え方が違う。たとえば、最近聞いた話では、超大型ビルの壁面全体を使ったようなプロジェクションである。夜に輝度を落としている。

【委員】

ＬＥＤの場合は輝度を変化できるということか。

【委員】

変化できる。こういった（点滅するもの）ものも最新のＬＥＤの看板は自在に昼と夜に変えられる。プログラムの時点でそれを義務付けることは可能だと思う。数値目標は確かに難しいが、私は頑張ってやるべきだと思う。やはり夜のあまりにも影響力のある大きな看板は明らかに今、苦情になっているので、例えば、提案のあったような部会での目視の確認、あるいは学会への依頼、あるいは大学への依頼をして、そういうデータをとってもらうことをどこかがしっかりやらないとできないかと思う。日中に関してはそういう風に変えるということも十分あり得るので、数値目標は頑張ってやっていく方がいいのではないか。

【委員】

外の光と輝度とは自動的にコントロールできるのか。

【委員】

（自動的に）もできる。技術的にはセンサーを使ってできる。

【委員】

あまり手間をかけずにできるか。

【委員】

今の屋外看板そのもののシステムがたぶん簡易な、廉価なものから上位のものもあると思うので、きっちりしたものであれば、ある種のタイマーをもって、センサーと連動させて動かしていくということは全く技術的には容易なはずである。

【委員】

もし自動化できるのならそういう風にセットさせればいいわけだから、規制はやりやすくなる。光度でなくても時間規制をかければいい。

【委員】

おそらく事例で紹介いただいた大きいもの、30㎡とか、ネオンとかアーチというのは時代もあるので、パチンコ屋さんのものとか巨大なものはきちんとコントロールができるようなシステムではないのかと予想できる。小さいおすし屋さんのものとかはたぶん簡易なもので何もできないものではないかと思う。

【委員】

たぶん小さいものはあまり苦情も出てこないだろう。

【委員】

カンデラが測りにくいとか、そもそも現段階では申請時に輝度の申出とかはないので、これから付けていくことになると思う。そのときに測定が難しいことがあるのであれば、時間規制が有効ではないかと思う。実質的な運用でいくと、おそらく営業時間外につけている方はあまりいないと思うので、それほど違反が多くなるとは思わない。夜間の時間規制は検討した方が良い。輝度については、現在苦情が出てきている事例をどれくらい押さえているのか、情報として持っているのか、3000という数値がいいのか、やはり苦情はどの辺から起こってくるのかというところが一番気になる。

【委員】

大阪府警本部では、交通のいろいろな信号や標識とかで問題はないか。

【委員】

把握はしていない。信号機と巨大なＬＥＤ広告が重なった場合に、視認性が阻害されることが考えられるが、信号機のＬＥＤ化により視認性はよくなってきている。光の害に関することは聞き及んでいない。

【委員】

可変式のＬＥＤとかデジタルサイネージの話になっているが、今回もし検討するとしても、ＬＥＤとかデジタルサイネージとかいわゆる可変表示型の屋外広告物に限定して規制を考えるのでよろしいか。いわゆる内照は、大阪府下の実態からいろいろ検討しないといけない。私の想定ではものすごく地域性があって、まちづくりの観点とかまちの雰囲気とかそういうことに関係してくると思う。そうなってくると各府下の実態と景観的にそういう議論をした方が良いのではないか。時間をかけた方が良いと思っているので、もし進めていくとすれば、可変表示型に限定して議論を進めていくのでいいかと考えている。部会の方向性はそれでよろしいか。

市外の1000カンデラというのはどういう意味か。

【事務局】

環境省に具体的な数値の確認を求めたわけではないので、ここ（資料１のＰ２《参考》）に書いてある数値どおりの内容である。これ以上の情報はない。Ｅ１からＥ４という区域で、この前後にいろいろ書かれたものを読むと、生物学的影響とか動物への影響とか、そういった観点も盛り込んだ基準であるようだ。自然とか地方といったものも区域に入っているので、我々が対象とする大阪府はＥ４という都市的な区域だと思ったので、先ほどの数値はＥ４の区域の数値を参考に報告した。

今回の看板の考え方が、一つは面積で規制する、もう一つは明るさの輝度で規制するという考え方なので、市外の1000カンデラというのは面積によらず、どんなに大きくても1000カンデラが基準の一つの目安だということで、一種住居や二種住居でも緩い方で、面積が大きければ1000カンデラ以下での対応としているので、そういう観点で検討をして頂きたい。

【委員】

裁判上問題になっている光害とはちょっと違う。例えば、田んぼがあって、その田んぼの遺伝性に悪影響を及ぼしたといった事件や、壁面がガラス面で太陽光が反射して仕事ができないという事件もあった。屋外広告物とは違うので参考にならないと思うが、先ほど生物の話で思い出して、それは光害として裁判沙汰になったことはあった。毎年の平均値みたいなものがあるから、それによって変わったということは、ある程度証明しやすく、裁判沙汰になりやすい。市民が夜寝られないというような話とはだいぶ違うのだろうと思うので、先ほど委員の話でもあった苦情をどう把握するかということは大事な話かもしれない。

【委員】

おそらくＬＥＤのパワフルさは過去の光源と全く違うので、明らかに周りの建物やある程度間隔の開いた前面の環境に光が影響しているというのは、外から見ただけで分かるという状態である。なので、どこかで必ず何か研究してデータを取るということは必要である。ただ、まだ大きな面積の、それも動きのあるものが出てきて数年なので、研究が行われていないというだけで、これを働きかけて数値目標を探っていくのは非常に意味がある。影響力というのは、過去の蛍光灯のカラーライトでパチンコ屋さんがやっていた話の領域を超えていて、例えば依然普通の旧光源だった建物がＬＥＤに変わったっていうようなものがある。具体的な例だと高槻の駅前のパチンコ屋さんは向かいの百貨店や集合住宅にものすごい色を写しており、以前はそうではなかった。そういうこともあるので、やはり警察への苦情ではなく、地域での苦情である。三宮であれば、道を挟んだ商店街のこっち側と向こう側で、あまりにも影響があるので何とかしてほしいという話が行政に上がってきている。ただ対応のしようがない。何かの決まりもどこにもないという状態である。警察協議の中では、大阪はおそらくきっちり警察の方が点滅するものや信号と重なってくるものに対して現場の方がチェックしていると思う。それはすごく有効に働いていて、未然に処理がされていると思う。そのような仕組みができないかということである。決めていくやり方が、例えばこの審議会の部会を次年度の部会ではどこかの機関と一緒になって、そういうことを検討すると。

【委員】

先ほどの私の苦情の実例の話を補足させて頂きたいが、環境心理学を専門にしている視点から、判例になるようなものももちろん大きいが、やはり住民の方が、例えば自分のところのマンションに当たっていてというような小さい苦情の部分から、どれくらいのカンデラだったらどんな苦情がくるのかという関係のようなものが、もちろん市の方が近くでという話も含めて、まち全体として、その辺の関係を何らかの形で明らかにしていけば指針として見えてくると思う。

【委員】

府下の自治体の苦情処理部門から何かデータは取れないのか。

【事務局】

ＬＥＤ等の照明について検討を始めた最初の段階で、各市町村にはアンケートをしている。実際、市に苦情があったという事例がそれほどたくさんはなかった。数件あったことについては説明した内容にあるとおり、住居系の用途に隣接しているところでは、最初に建った段階で苦情が出たような感じである。同じように新設されたところでは、最初新設された段階で、苦情がいろいろ出るというのがあったようである。

【委員】

結局、それは面積が大きいものか。

【事務局】

大きいものである。夜、かなり窓に反射して、カーテンでも遮りにくいくらいのまぶしさとかである。そういうのが苦情として寄せられているというのは聞いている。

【委員】

メーター（距離）が離れるとだいぶ違うのか。

【委員】

明らかにメーター（距離）が変わると違う。

【委員】

メーター（距離）を入れるというのは意味があるということか。

【委員】

意味がある。

【委員】

店舗等でＬＥＤを使った広告というのは当然認めないと意味がないが、住居系に近いところではメーター（距離）の話というのは、規制をする側としては考えるので、100ｍは意味があると思うが、50ｍではどうなのかと思う。

【委員】

50ｍくらいは、過去の光源だと面で作れるような光源で前方向に50ｍも飛ぶものはなかった。ＬＥＤは小さいが、一個一個がまっすぐに飛んだ場合は、50ｍくらいのところまでに影響することがあり得る。そこが（過去の光源と）違う。

【委員】

だから見やすいということか。

【委員】

見やすいというか、目立っているというか。

【委員】

信号も見やすいですね。

【委員】

実際は、配光曲線があるので、数値では50ｍはいかないかもしれないが、光源からの光の出る分布によっては、あり得るということだ。

【委員】

方向性というのは、非常に鋭いのか。散らばりがあまりないのか。

【委員】

逆に言うと、ある方向しか見えなくすることは技術的には可能。そういったものを使った、例えば、屋外での映像のイベントとかわざとそういう風にするということはあり得るので、上等なものでは十分あり得る。

【委員】

ＬＥＤはそういう方向性がいけるけど、他は散らばるからちょっと難しいということか。

【委員】

先ほどのネオンとかその他の光源の場合は、一個一個反射板で制御しているので全然質が違う話である。ただ至近距離がいくら以下の場合という規制をかけることはできて、例えば先ほどの50ｍの道路幅、向かいの道路、一番最適なものを選んでもらい、そういうところではダメみたいなことをかけていくことはできるかもしれない。そうするとそのときは何カンデラ以下というわりと厳しい数字をかけても、どこからも遠い郊外の幹線道路で何からもあまり影響されない、何にも影響しないようなものは自由みたいなことはできるかもしれない。正面にある場合が一番危ない。たぶん苦情が出ているのは、正面というか、すぐ脇というか、普通の4ｍ道路あるいは10ｍ道路の向かいのところで起きていたりするので、20ｍ道路もおそらくそうではないのかと思う。

【委員】

光源力というのはだいぶ違うということなので、どういう風に規範化するのかと悩んでいる。

【委員】

実際には大型のＬＥＤビジョンというのは、設置するときに計画的にこの方向にセットしようということで、その方向にやるので確かに遮蔽すると多少周りにはいかないということはある。今、道路の話があったが、住居系と商業系というのは隣り合わせにあるところがあるので、商業系のところでＯＫとしてつけたとして、その道路が30ｍ、40ｍの道路であれば、住居系の人に光が届くわけだから迷惑がかかる。それからいくと100ｍというのだけでは無理かもしれない。道路の幅とかも含めて考えないといけない。

【委員】

いろいろと検討課題が多いので、今日結論を出すのは無理だ。

【事務局】

できれば初めての基準になるので、できるだけ速やかに、委員にご協力いただいて、一度、輝度計を使って事例を集めて、その上で一体どういう測り方をするとどのくらいの輝度が生じて、それは実際まぶしいのかという実例を集めたいと思う。その上で議論してもらい、仮の数値を決めたものを、実際、メーカーや学会でその輝度が影響があるのかどうかを検証してもらおうと思っている。当初考えていた年度内の中間報告、年度明けの答申という形までいかないと思うが、そういう段階を踏んで検討させていただきたい。

【委員】

可変式の広告物については、また検討させていただければと思う。また、各業界の団体の中でも議論はあるだろうと思うし、全国的にも情報がそれぞれの方にも入ってくると思うので、何かあれば事務局の方へ情報を提供していただきたい。

**□官公署等における屋外広告物の規制緩和について**

【事務局】

内容の説明

【委員】

議論の前提として、現在大阪府屋外広告物条例の第4条第１項第8号で官公署等の敷地内においては禁止区域になっている。たとえば、ある民間の会社の敷地とは違うので、そことのバランスもあるし、官公署等の敷地内というのは多くは公の建物になるが、公の建物だけではないので、そこは少し難しいところである。大学の敷地内も今禁止区域で、私立の大学も当然入ってくる。それも当然禁止区域なので、そちらの要望もあるということだ。だからといって、乱雑な広告は困るので、基本的には施設の管理者、あるいは敷地の管理者の責任ということになってくるわけだが、それだけに任せていては困ることもあるので、景観あるいは広告規制の府のセクションが関わるということになってくる。施設管理者を信用しないわけではないが、やはりチェックを入れないと困るということである。ただそれで十分かどうかというのは議論があると思う。例えば、この前のデザイナーに頼むべきではないかということである。それができるかどうかはまた考えないといけない。全体の流れとしては、広告主あるいは広告業者についての規制と、デザイン・色彩を含めての広告内容の規制で、施設あるいは敷地の管理者が広告主といろいろ協議するときにガイドラインを見てもらい、景観・広告物規制の観点からの意見を述べさせてもらうというシステムにしようということである。この全体の体制というのは、自治体（市町村）でこれから増えてくるとは思うが、こんな（ガイドライン（案）のような）ものだと思う。

【委員】

資料4ページの広告事業にかかる事務という中で、誘導方策として見せているスライドのようなデザインのコントロールを、実際出てくる掲出広告をどこで確認するというか、事前協議というのか、どこでこのデザインになって、こういう誘導をして、チェックをするのかどうかということが4ページの流れ図からでは分かりにくいので教えてほしい。

【事務局】

専門家の委員会を設けて一つ一つチェックしていくのが一番望ましいと事務局は考えている。ただ、問題として体制的な話で、一つは大阪府の施設だけではなく、市町村の施設も、国の施設も、民間の学校とかも全部含まれているので、全てをチェックするというのは体制的にも予算的にもなかなか難しいというのが実際のところである。チェックの仕方については、基本的には対象となる施設管理者は一応全部把握できるので、いろんな部署を通じて、まずは周知するというのが屋外広告物担当の仕事だと思っている。その上で強制ではないが、事前相談も受付けるということで、積極的に受付けていきたい。そこで、具体的な内容についてはチェックしていきたいと思う。ただし、これについても最終的な判断は施設管理者になるので、事務局としてはアドバイス・誘導という形でさせてもらい、その上で判断したものを掲出して頂く方法を考えている。

【委員】

そうするとこれまで禁止区域に入っていたものが、通常の屋外広告物として出せるという手続きと同じ手続きになるということか。

【事務局】

民間の場合はこのような手続きは全くしていない。これまで禁止になっていた背景・経過もあるので、役所としてやはりいいものを出していくという一面も一般的な考え方としてはあると思うので、役所の施設に限ってこういうシステムで誘導していきたい。

【委員】

資料4ページの施設管理者側の（1）事業計画の策定について、事業者として考えている内容をビジュアルに、ガイドラインの周知とちょうど横につながる矢印にもなっていると思うが、私がイメージしている事前相談は長いのだろうと。やはりどこかで事務手続きは必要かと思う。景観形成団体が独自に景観に対しては、チェックする仕組みを持っているが、もちろんそこまでは説明のあった事情でなかなか難しいとは思うが、やはり公序良俗上、景観上、掲出されてくるもののデザイン等を第三者がチェックするプロセスが必要ではないかと思う。縛りきれないかもしれないが、何か第三者のチェックが入るという風にはならないのかと思う。

【委員】

今考えているアドバイザー的なものは人数的にはどこまでいけるか。

【事務局】

屋外広告物だけではなくて、建物も本来であればまちをつくる構成要素として、若しくは公共施設としての道路や橋も要素であるので、本来であれば各自治体に一つトータルデザインをチェックするようなところがあれば一番いいと思うが、今の段階では大阪府ではそういうチェック委員会がない状態である。

【委員】

各府下の自治体を絡めるというのはできるか。

【事務局】

豊中市や箕面市はチェックするようなデザイン委員会は設けており、景観行政団体になれば各市町村でそういう機能を持ってやっているところもある。そういう風になれば目が行き届いたチェックができると思う。今、府が考えているのはガイドラインで取扱方針を作成して周知し、協議したいという意思があれば、調整・誘導していきたいと考えている。

【委員】

一番望ましいのは第三者チェックになると思うが、例えば事業計画の策定の中に、何かビジュアルな資料を入れるというイメージで、これまでの申請とは違う形で何か、出てくるもののイメージに対する何らかの評価を検討してもらいたい。

【委員】

何か目に見える形の表現方法で、モデル的に示していくとある程度効果はあるのか。

【委員】

あるのではないかと思う。

【委員】

だとすればそのあたりを増やせばいい。

【事務局】

事業計画の内容の詳細も含めてこちらから提示していく。周辺の住民がどういうかというのもあるので、誘導する概要をきめ細かく書いていきたい。

【委員】

そこらあたりを増やしていけばいいと思う。

【委員】

今まで規制がかかっていたことに対して緩和していくのだから、何も全部が同じようにオープンにならなくてもいいと思う。そういう意味でいくと、私からの意見として３点あって、１つ目は屋上広告がいるのかどうか。これは、過去、屋上広告そのものが時代の流れの中であったので、それに対してせめて良くするということをいろいろあれこれやって、例えば宮崎市のような規制を作っている。果たして世界の中の都市という意味でいくと、屋上広告自身がどんどんできていいという話はまちなみ的にはない。それを民間の方がやっていることに対して、ＮＧを出すのは問題だと思うので、せめてきれいにしていく方法を考えるのだが、シンプルでおしゃれな広告は、実際は非常にセンスがあってもデザインの世界になるので、それをどう判断するかという話になる。ビルの上にどんどん大きい文字の看板ができていくまちなみは理想かというとそうではないので、この項目（屋上広告）そのものをどうしても入れないといけないのかというところに疑問である。事例に御堂筋は絶対に出さないでほしい。私は屋上広告の項目は除外という提案を出すが、他の委員の皆さんがいいというのであれば御堂筋ではない事例で書き込んでもらいたい。懸垂幕やバナーは他とは全く意味が違うと思う。もっと何をやっても良い、わりと自由だと思うので、それと同じように扱うと非常に重要な壁面とかシンボルマーク、コーポレートカラーが同じように見えてしまう。そこと何か強弱がつくように、バナーや懸垂幕は自由だという風にすればいいと思う。

２つ目は、内照看板を禁止にしたらいいと思う。これは今まで規制していたものを開放するので、いろんな看板を出していけるが、大型の内照看板を禁止、例えばパターンとしては駅の広告付き案内板なんかは内照していても、俗に言う内照看板とは違う。禁止は無理なのか。もし全面的に、一番危惧されるのは2番の項目（屋上広告）があった場合、大面積の大型のものを許可するという屋上広告の項目が残ると内照看板が屋上に乗る可能性がある。例えば銀行の看板だとしたらセンスは良くて、ロゴもきっちりコーポレートで管理されていて、デザイン的には全く問題ないかも知れない。専門家もこのデザインはＮＧというのは、デザインそのものがいいので、仮に第三者機関があったとしても規制できない。そういうことを考えていくと、内照看板を規制するということはできない。なぜならば、駅の地図看板などはきれいな内照看板が今普通になってきているため、そういうものをＯＫしていくとするならば規制できない。そうするとこういう（屋上広告の）タイプが一番危険で、各地の景観メンバーが苦慮しているものなので、屋上広告は緩和しないといけないものだろうかと思う。

３つ目に、デザインのチェック機能であるが、提出書類の中に専門家を入れた書類を出して、デザイン画を出さすという項目を入れればいいと思う。中身を誰も審査しないが、抑止力になる。専門家もどんなレベルでもいいわけで、専門家の何か実績と氏名と今回しようとしている内容を提出書類の中に1枚仕様として入れさせるということができれば、ちゃんとするということが義務付けられている。誰もチェックはしなくて良くて、結果としてはスルーすればいいが、出していく過程がちゃんとするということにつながるのではないかと思う。

【事務局】

事例から御堂筋のものは削除する。

広告幕・広告旗は、悪い例として役所の広告幕がよく挙げられる。例えば、火の用心という広告幕が、内容は悪くはないが、見た目が先ほどの大売出しと同じようなものになる。

【委員】

デザイン画を資料として出させるとデザイナーに頼むので、自動的にきれいになってくる。そこはあまり心配しなくていい。

【事務局】

そういう意味で、いい事例を載せたらどうかと思う。確かに屋上広告物と独立広告物とは影響の度合いが違うので、その他広告物くらいにして基本的にいい事例でやりたいと思う。内照看板を禁止するというのは、照明広告の議論であったように、色の問題とか、この内照看板はダメなのかという話で、いいものも悪いものもある。確かにそのとおりで、地図付きのものはつけていきたいと思っているので、その看板に限ってというのはなかなか難しいと思う。その分、委員ご提案のデザイナーを提出書類に入れてもらうといったこと、（照明広告も）デザインでやっていくような項目も含めて取扱方針を作成していきたい。

屋上については、当初検討を始めた理由が民間とのバランスで、建物として町並みを形成する一体的な要素としては民間も公共施設、官公署もそんなに大きく変わらないというのがあり、差を設けなくてもいいのではないかということからスタートしている。ようは、規制緩和を前提にスタートしているので、民間だからよくて，公共施設だからダメというのは、なかなか仕分けしにくい。どちらかというと、屋上広告を規制するのはエリアで規制するのかと思っている。大阪府の場合は、表示制限区域というのを設けていて、幹線道路沿いや山・川の区域は、通常の規制よりも屋上広告物の規制を強めているので、どちらかというとエリアで規制を強化していくと考えている。

【委員】

デザイナーを明らかにさせるというのは、確かにそうだと思う。実際に広告主から依頼を受けてやられるが、そういうことは事務的にできるのか。

【委員】

デザイナーもいろいろいるので、名前貸しになるのではないかと思う。

【委員】

出す仕組みがあるというだけで少し緊張するのではないか。それで良いと思う。名前貸しもありで良い。例えば、デザイナーに頼みなさいといって、デザイナーに頼むお金を担保しなさいというのではなく、別に社内のデザイナーでもいい。ただ、デザインをきっちり登録しなさいといっている事実があって、中にはちゃんとやっていこうと、よりいいデザインをやっていこうという動きもでると思う。結果として、末端が名前貸しになってもいいのではないか。

【委員】

屋上広告だが、公共の建物に民間と同じ規制の屋上広告をつけた場合、一般の方が何の建物か分からない危険性はあると思う。付けるとしても規制の内容を少し厳しくした方がいいと思う。

【委員】

屋上にしなくても壁面があるのだから、体育館とかホールとかの上に乗ってくる必要があるのか。壁をきっちり使えばやっていくことはいくらでもできるわけで、すごく重要なことではないだろうか。一番目立つので、どんどん（屋上に）乗っていくだろう。それを今度止める立場に自分がなっても、全体がＯＫになっている場合の止め方は思いつかない。まして光っていたらどうしようと。内照看板を止める方法は事実上ない。ＮＧは出せない。壁が十分あるので、3番のように大きな文字を出すとか、使ってもらえば、屋上はやめましょうということはできないか。建物の上に、大きな看板があった場合の品格はどうだろうか。

【事務局】

完全に禁止は難しい。取扱方針は事務局で作成するので、屋上広告は好ましくないとか、少し壁面広告のほうに誘導するようなガイドラインにしたいと思う。その辺のことを少し検討させてもらいたい。ただ、100％禁止にする規制は難しい。それ以外のところで誘導していきたいと思う。

【委員】

屋広審でかなり規制してきたところで、委員と同じような考えの専門家もおられて、厳しく言われたが、昔からかなり規制をしてきた流れがあるので、これ以上は無理だとは思う。

意見はよく分かるところで、むしろ官公署、しかも公の施設の関係で、公の方が管理しているものについては、むしろガイドライン等でそれが実現する可能性も高いのではないかと思っている。屋外広告物の工事は壁面の方が楽で、それでなくてもお金がない。広告主が出すということもあると思うが、後の維持管理や契約年数などいろいろあるので、公の方ではあまり（屋上広告は）出ないと思う。ただし、私立（学校）の動向は分からない。

【委員】

私立大学の屋上では起きると思う。例えば、そこだけ内照式を禁止できればいいが、想像するに専門学校の屋上が光る可能性がある。

【委員】

そこのところは説得になるかと思う。

【委員】

ここで出しているような間接照明で、きれいなものばかりで何とかなるのなら全然いいと思う。やりたいだろうし、やってもいい。屋上だけ内照看板ダメということはできないか検討してほしい。

【委員】

周知を行うと同時に、広告業の皆さんにもそれぞれの団体を通じて周知徹底していくことになる。それは今までもやってきた。ただ団体に入っていない人もいるので、そこらがどうなのか分からないところもある。

規制の仕方としては、広告主、広告業者、広告内容の記述はあるし、先ほどのデザイナーの話など、実際に入れても大丈夫なのかは検証しないといけないが別に問題はない。ガイドラインで表現できるかは別として、事務処理の書式の中でそういう項目を入れるか、事業計画の中に入れるか議論しないといけない。また、デザイナーの資格はあるのか。

【委員】

資格はない。名乗ったらデザイナーなので、どのようにでも運用できると思う。ようは、きちんとする感じを出していくということである。あるいはデザイン業を営んでいる人に印鑑をつかすことはできると思う。デザイン業という登録をしているところや、看板業者さんも登録していると思うので。

【委員】

現実にどういう書式で、どういう記載項目になるか、責任明示ということをしてもらうということになると。

【委員】

契約料とか、金額とかは施設管理者がそれぞれ個別に決めるのか。

【事務局】

そのとおり。そこは屋外広告の規制部局では関与しないところである。

【委員】

結局は事業計画の段階で、景観なり、屋外広告物の部署が関わるので、そこで計画の変更というのが出てくると思う。そのことを前提にして広告主なり、広告業の、ある程度予定されているとは思うが、それの選定作業に入ることになる。そこから施設管理者の分野に入るということになる。厳しい内容のものをガイドラインにすればするほど、それだけコストがかかるだろうと思う。それでも今まで官公署等で禁止されていたわけであるから、それだけの価値は出てくる。そういった計算のもとで、施設管理費用を何とか工面したり、まちづくりとか地域の活性化も含めてやっていく。現在、古い敷地内で広告掲出している施設や壁面に、収入なりを入れることで、そこを改良すればだいぶ違うと思う。そこは景観や屋外広告物の担当が施設管理者に要望することになると思うが、徐々に変わっていくのではないかと想定している。

【事務局】

官公署については、現在の流れとして、ネーミングライツも含めて屋上などに名前や民間の広告を載せると、どんな建物か分からなくなるという指摘があったが、行政の中ではできるだけお金を稼いでいけという流れも一方である。そういった中で、これをどうするのかと事務局で議論したが、施設管理者側としてもかなりの責任を感じられるだろうと思う。学校にせよ、公の施設を持っているところは行政の方や周辺の住民さんからもかなり見られているわけなので、ほとんどの方がある程度セーブはされるのだろうと我々も考えている。そこで禁止にするか、ガイドラインにするかというところだが、禁止するといった場合、一方でネーミングライツの問題、つまりできるだけ公共のものであってもお金を稼いでいくというか経費を工面するとか、電車なんかでも広告物はやっているので、そういった問題も進んできている。どうして官公署はそれに対して全くフリーハンドでいけないのかという意見も一方ではある。そういう意味でいくと、規制側としては苦しい立場に追い込まれている。施設管理者側としては、できるだけ責任持ってやるだろうけれどもデザインの専門的な知識を持たれている方がいないだろうから、景観側としてはできるだけガイドラインなどを設けて、景観上ふさわしいものをガイドラインで示すことは有効な方法だと思う。それを禁止、禁止しないという域になると、極論のお金をもうけるべきだというのと景観を守るべきだという議論がある。そこで悩んでいる。ガイドラインにはデザインと掲出内容の２つがあるが、デザイン面でのガイドラインというのは官公署だけではないのかもしれないとは思っている。民間の場合でも望ましいデザインや景観の場合はどんどん出していけばいいと思うが、広告を載せる以上は地図を載せるとか緑で地域に還元するとか、標識を載せるとかという地域に還元できるのはあった方がいいということは、官公署独特かもしれない。12ページ以降のものを目指していきたい。

【委員】

ただ、世界のいいまちなみという場所はとても大事にされている。結果としては、非常に行政が規制をかけたがゆえに世界的な知名度を担保できている町はたくさんある。そういう意味で、やはりとても心配で、利益を出していくネーミングライツも、自分の立場が変わればどんどんネーミングライツのメンバーでやっているので気持ちは分かるが、やはり心配。項目立ても全部、本当にそれでいいのかというのをもう一度議論してほしい。当然規制緩和は基本なので、変わらないとは思うが、手放しでＯＫ、民間と同じ枠組みで本当に屋上に乗せることまで全部いいのか。最終的なガイドラインが発表されずに、今日まで規制をかけてきた理由に対して、本来は壁面の仕様が望ましいとか、あるいはできるだけ内照式のもので周囲に広告が出ないようにするとか記載して、景観行政に携われているからには自信と誇りを持ってもらいたい。規制が悪いわけではなくて、世界都市になっているところはそのおかげで観光地になっているところもある。

【委員】

各施設管理者の方が最終判断されるということだが、大阪府の建築企画課がもっと権限を持って、最終景観という観点からチェックをかけるというのをもう一つ入れてもらった方がいいのではないかと思う。各施設管理者の方になれば収入が多い方がいいというのであればかなりにぎやかになる可能性もあるので、建築企画課が助言というのではなくて、もちろん助言がされた上で施設管理者が決めたことについて景観という立場からもう一度チェックする権限があるという押さえをした方がいい。まち並みとか景観とか、特に屋上にあるものは影響力が大きいのでそこは権限を持ってほしい。

【事務局】

どこまでという話はあると思うが、景観条例の中でもやっているし、屋外広告物の条例もあるので、そこに盛り込む範囲というのは、都道府県として市町村の先導に立って最低限の広域的な観点から取組んでいる。きめ細かいことになると市町村になってくるので、大阪府としてはどちらかというと完全にダメという規制ではなくて、誘導でやっていくというのが内部的にも、市町村との役割分担からも、府が担う範囲として検討していきたいと思っている。

【委員】

府下の市町村が、地域によって実態が違うので、どこまで関われるか事務の流れ図では表現しにくいと思う。それぞれの地域に落とした場合に、どこまで市町村の景観系の事務担当が関わるのか、あるいはアドバイザーがいるところではそれがどう関わるかという、たぶんその地域ではどうかという細かい話になると思う。そこは市町村との連携でしたらいいと思う。

**□今後のスケジュールについて**

【事務局】

内容の説明

※前回からのスケジュールを変更して、第2回部会を開催予定。

**以上**